

(別紙第1)

即時抗告の対象となる家事審判事件一覧表

別表	項	事項	審判	新法下での即時抗告権者	家事事件手続法	旧規則等(※1)
1	後見開始	認容	民法7条及び任君後見契約法10条2項に規定する者(申立人を除く。)	123 I ①	規27 I	
			却下 申立人	123 I ②	規27 II	
2	後見開始の審判の取消し	却下	民法10条に規定する者	123 I ③	規28 II	
5	成年後見人の解任	認容	成年後見人	123 I ④	規87 I	
		却下	申立人、成年後見監督人、成年被後見人及び成年被後見人の親族	123 I ⑤	規87 II	
8	成年後見監督人の解任	認容	成年後見監督人	123 I ⑥	規92 II、87 I	
		却下	申立人、成年被後見人、成年被後見人の親族	123 I ⑦	規92 II、87 II	
17	保佐開始	認容	民法11条本文及び任意後見契約法10条2項に規定する者(申立人を除く。)	132 I ①	規30の4 I	
		却下 申立人		132 I ②	規30の4 II、27 II	
18	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め	認容	被保佐人(申立人を除く。)	132 I ④	—	
19	保佐人の同意に代わる許可	却下 申立人		132 I ⑤	—	
20	保佐開始の審判の取消し	却下	民法14条1項に規定する者	132 I ③	規30の6 II	
24	保佐人の解任	認容	保佐人	132 I ⑥	規93 III、87 I	
		却下 申立人、保佐監督人、被保佐人、被保佐人の親族		132 I ⑦	規93 III、87 II	
28	保佐監督人の解任	認容	保佐監督人	132 I ⑧	規93 III、87 I	
		却下 申立人、被保佐人、被保佐人の親族		132 I ⑨	規93 III、87 II	
36	補助開始	認容	民法15条1項本文及び任意後見契約法10条2項に規定する者(申立人を除く。)	141 I ①	規30の12 I	
			却下 申立人	141 I ②	規30の12 II、27 II	
38	補助人の同意に代わる許可	却下 申立人		141 I ④	—	
39	補助開始の審判の取消し	却下	民法18条1項に規定する者	141 I ③	規30の14 II	
43	補助人の解任	認容 却下 申立人、補助監督人、被補助人、被補助人の親族		141 I ⑤	規87 I、93 III	
47	補助監督人の解任	認容 却下 申立人、被補助人、被補助人の親族		141 I ⑦	規93 III、87 I	
56	失踪の宣告	認容 却下 不在者及び利害関係人(申立人を除く。)		148 V ①	規42 I	
57	失踪の宣告の取消し	認容 却下 利害関係人(申立人を除く。)		148 V ②	規42 II、27 II	
		却下 失踪者及び利害関係人		149 IV ①	規43 I	
				149 IV ②	規43 II	
58	夫婦財産契約による財産管理者の変更(同申立てに附帯する共有財産の分割合意)	認容 却下 夫及び妻		156 I ②	規50	
59	嫡出否認の訴えの特別代理人の退任	却下 申立人		159 III	—	
60	子の氏の変更許可	却下 申立人		160 III	規62、27 II	
61	養子縁組をするについての許可	却下 申立人		161 IV	規63の2、27 II	
62	死後離縁をするについての許可	認容 却下 申立人	利害関係人(申立人を除く。)	162 IV ①	規64の2 I	
				162 IV ②	規64の2 II、27 II	
63	特別養子縁組の成立	認容	養子となるべき者の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者であって養子となるべき者の父母でない者、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者、養子となるべき者の後見人	164 VII ①	規64の8 I	
			却下 申立人	164 VII ②	規64の8 II、27 II	
64	特別養子縁組の離縁	認容	養子、養親、養子の実父母、養子に対し親権を行う者で養親でない者、養子の後見人、養親の後見人、養子の実父母に対し親権を行う者、養子の実父母の後見人(申立人を除く。)	165 VII ①	規64の14 I	
			却下 申立人	165 VII ②	規64の14 II、27 II	
67	親権喪失、親権停止又は管理権喪失	認容 却下 申立人、子及びその親族、未成年後見人並びに未成年後見監督人	親権、管理権を喪失又は親権を停止される者及びその親族(申立人を除く。)	172 I ①、②、③	規77 I	
			却下 申立人、子及びその親族、未成年後見人並びに未成年後見監督人	172 I ④	規77 II	
68	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	認容 却下 申立人並びに親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者及びその親族	子及びその親族、子に対し親権を行う者、未成年後見人並びに未成年後見監督人	172 I ⑤	規80 I	
			却下 申立人並びに親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者及びその親族	172 I ⑥	規80 II	
69	親権又は管理権を回復するについての許可の申立て	却下 申立人		172 I ⑦	—	
70	養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の退任	却下 申立人		179 ①	—	

別表	項	事項	審判	新法下での即時抗告権者	家事事件 手続法	旧規則等(※1)
別表第一	73	未成年後見人の解任	認容	未成年後見人	179②	規93Ⅲ, 87Ⅰ
			却下	申立人、未成年後見監督人、未成年被後見人、及び未成年被後見人の親族	179③	規93Ⅲ, 87Ⅱ
	78	未成年後見監督人の解任	認容	未成年後見監督人	179④	規92Ⅱ, 87Ⅰ
			却下	申立人、未成年被後見人、未成年被後見人の親族	179⑤	規92Ⅱ, 87Ⅱ
	84	扶養義務の設定	認容	扶養義務者となるべき者(申立人を除く。)	186①	規97
			却下	申立人	186②	規97
	85	扶養義務の設定の取消し	認容	扶養権利者(申立人を除く。)	186③	規97
			却下	申立人	186④	規97
	86	推定相続人の廃除	認容	廃除された推定相続人	188V①	規100Ⅰ
			却下	申立人	188V②	規100Ⅰ
	87	推定相続人廃除の審判の取消し	却下	申立人	188V②	規100Ⅱ, 27Ⅱ
	89	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	却下	申立人	201IX①	規113, 111
別表第二	91	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理	却下	限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者	201IX②	規115Ⅱ, 111
	92	限定承認の申述の受理	却下	申述人	201IX③	規115Ⅱ, 111
	95	相続の放棄の申述の受理	却下	申述人	201IX③	規115Ⅱ, 111
	96	財産分離	認容	相続人	202Ⅱ①	規117Ⅰ
			却下	相続債権者及び受遺者(民法941条1項)、相続人の債務者(民法950条1項)	202Ⅱ② ③	規117Ⅱ
	101	特別縁故者に対する相続財産の分与	認容	申立人及び相続財産管理人	206Ⅰ①	規119の7Ⅰ
			却下	申立人	206Ⅰ②	規119の7Ⅱ, 27Ⅱ
	102	遺言の確認	認容	利害関係人	214Ⅰ①	規121Ⅰ
			却下	遺言に立ち会った証人及び利害関係人	214Ⅰ②	規121Ⅱ
	104	遺言執行者の選任	却下	利害関係人	214Ⅰ③	規127Ⅰ
	106	遺言執行者の解任	認容	遺言執行者	214Ⅰ④	規126Ⅱ
			却下	利害関係人	214Ⅰ⑤	規127Ⅰ
	107	遺言執行者の辞任についての許可	却下	申立人	214Ⅰ⑥	規127Ⅱ
別表第三	108	負担付追贈に係る遺言の取消し	認容	受遺者その他の利害関係人(申立人を除く。)	214Ⅰ⑦	規128Ⅰ
			却下	相続人	214Ⅰ⑧	規128Ⅱ
	110	遺留分の放棄についての許可	却下	申立人	216Ⅱ	—
	111	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任	却下	申立人	223①	特規3の5
	117	任意後見監督人の解任	認容	任意後見監督人	223②	特規3の9, 規87Ⅰ
			却下	申立人並びに本人及びその親族	223③	特規3の9, 規87Ⅱ
	120	任意後見人の解任	認容	本人及び任意後見人(申立人を除く。)	223④	特規3の10, 規87Ⅰ
			却下	申立人、任意後見監督人並びに本人及びその親族	223⑤	特規3の10, 規87Ⅱ
	121	任意後見契約の解除についての許可	認容	本人及び任意後見人(申立人を除く。)	223⑥	特規3の14Ⅰ
			却下	申立人	223⑦	特規3の14Ⅱ, 3の5
	122	氏の変更についての許可	認容	利害関係人(申立人を除く。)	231①	特規6Ⅱ
			却下	申立人	231②	特規6Ⅰ, 3の5
	122	名の変更についての許可	却下	申立人	231②	特規6Ⅰ, 3の5
	123	就籍許可	却下	申立人	231③	特規8, 6Ⅰ, 3の5
	124	戸籍の訂正についての許可	認容	利害関係人(申立人を除く。)	231④	特規11Ⅱ
			却下	申立人	231⑤	特規11Ⅰ, 3の5
	125	戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服	認容	当該市長・村長	231⑥	特規17Ⅰ
			却下	申立人	231⑦	特規17Ⅱ, 3の5
	126	性別の取扱いの変更	却下	申立人	232Ⅲ	特規17の3, 3の5
別表第四	127	都道府県の措置についての承認(児童の里親委託・児童福祉施設収容)	認容	児童を現に監護する者、児童に対し親権を行なう者及び児童の未成年後見人	238①	特規20Ⅱ
			却下	申立人	238②	特規20Ⅰ, 3の5
	128	都道府県の措置の期間の更新についての承認	認容	児童を現に監護する者、児童に対し親権を行なう者及び児童の未成年後見人	238③	特規20Ⅱ
			却下	申立人	238④	特規20Ⅰ, 3の5
別表第五	129	施設への入所等についての許可	認容	被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人	240VI①	特規20の4Ⅱ
			却下	申立人	240VI②	特規20の4Ⅰ, 3の5

別表	項	事項	審判	新法下での即時抗告権者	家事事件手続法	旧規則等(※1)
別表第一	130	保護者の選任	認容 却下	保護者となるべき者(申立人を除く。) 申立人	241Ⅲ② 241Ⅲ③	— —
	130	保護者の順位の変更	認容 却下	先順位に変更される者(申立人を除く。) 申立人	241Ⅲ① 241Ⅲ③	— —
	131	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産管理者の変更等(共有財産の分割含む)	認容、却下	夫及び妻	242Ⅲ、 56②	特規25、規50
	132	親権を行うものにつき破産手続が開始された場合における管理権喪失	認容 却下	管理権を喪失する者及びその親族 申立人、子及びその親族、未成年後見人並びに未成年後見監督人	242Ⅲ、 172Ⅰ③ 242Ⅲ、 72Ⅰ④	特規27、規77Ⅰ 特規27、規77Ⅱ
	133	破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理	却下	破産管財人	242Ⅱ	特規30、規115Ⅱ、111
	134	遺留分の算定に係る合意についての許可	認容 却下	当該合意の当事者(申立人を除く。) 当該合意の当事者	243Ⅲ① 243Ⅲ②	特規34Ⅱ 特規34Ⅰ
	1	夫婦間の協力扶助に関する処分	認容、却下	夫及び妻	156①	規46、97
	2	婚姻費用分担	認容、却下	夫及び妻	156③	規51、50
	3	子の監護に関する処分	認容、却下	子の父母及び子の監護者	156④	規61、55
	4	財産の分与に関する処分	認容、却下	夫又は妻であった者	156⑤	規56、50
別表第二	5	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	認容、却下	離婚の当事者(民法751Ⅱの規定による場合にあっては生存配偶者)、利害関係人	156⑥	規59
	6	離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	認容、却下	離縁の当事者、利害関係人	163Ⅲ	規69、59
	7	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	認容 却下	養子の父母及び養子の監護者 申立人、養子の父母及び養子の監護者	172Ⅰ⑧ 172Ⅰ⑨	規63の3、55 規63の3、27Ⅱ
	8	親権者の指定又は変更	認容、却下	子の父母及び子の監護者	172Ⅰ⑩	規70、72、55
	9	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し	認容、却下	申立人及び相手方	186⑤	規97
	10	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	認容、却下	申立人及び相手方	186⑥	規97
	11	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	認容、却下	相続人、利害関係人	190Ⅲ	規103、59
	12	遺産の分割	認容、却下	相続人	198Ⅰ①	規111
	13	遺産の分割の禁止	認容	相続人	198Ⅰ②	
	14	寄与分を定める処分	認容 却下	相続人 申立人	198Ⅰ④ 198Ⅰ⑤	規103の5Ⅰ 規103の5Ⅱ
	15	請求すべき按分割合に関する処分	認容、却下	申立人及び相手方	233Ⅱ	特規17の8
	16	扶養義務者の負担すべき費用額の確定	認容、却下	申立人及び相手方	240VI③	特規20の6
その他		審判の取消又は変更の審判	認容	取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者	78IV	—
		即時抗告の不適法却下の審判	—	抗告人	87IV	—
		合意に相当する審判(法277)に対する異議申立てを却下する審判	—	異議の申立人	280Ⅱ	規140
		調停に代わる審判(法284)に対する異議申立てを却下する審判	—	異議の申立人	286IV	規140
雜		審判前の保全処分	認容 却下	(※2)本家の家事審判の申立てについての審判(申立てを却下するものを除く。)に對し即時抗告ができる者 (※2)申立人	110Ⅱ 110Ⅰ	規15の3Ⅱ 規15の3Ⅰ
		審判前の保全処分の取消し	認容 却下	(※2)審判前の保全処分の申立人 (※2)申立人	113Ⅱ 113Ⅰ	規15の4Ⅱ 規15の4Ⅰ
		現状回復の審判	認容	(※2)審判前の保全処分の申立人	113Ⅱ	規15の4Ⅱ
		遺産の分割の禁止の審判の取消し又は変更	認容、却下	相続人	198Ⅰ③	規112Ⅱ、111

(※1)「規」は家事審判規則、「特規」は特別家事審判規則を示す。

(※2)110条1項各号に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、即時抗告を申立てることはできない。